

Title	環境保全等のために社会的責任を果たす金融制度の必要性
Author(s)	瀬名, 浩一
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.20-2 : 15
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2432
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

環境保全等のために社会的責任を果たす金融制度の必要性

瀬名 浩一

環境保全は、喫緊に取り組むべき重要課題であるが、解決のためには「社会的責任投資の需給を満たす市場」の整備など新しい金融制度が求められている。

金融庁は、2002年以来、地域金融機関に対して地域密着型金融を強化すべく指導してきた。確かに、PFI（民間資金を活用した公共施設の整備）については、地元の観光産業の活性化、商店街の再生など件数、金額とも増加しているが、「環境関連」の案件は見当たらない。またNPOへの融資についても、介護福祉関連はあっても、「環境関連」は見出せない。環境関連のプロジェクトで地域金融機関の融資実績と結びついた案件は未だ少ないといえよう。一方、国の政策金融機関の一つである日本政策投資銀行では、環境格付け融資制度が2004年に創設されて以降2010年3月末までに合計200社に対し約3000億円の融資実績がある。融資先は大企業から始まったが、2008年度同行が株式会社組織に変更し、地域金融機関にその融資ノウハウを有償で譲渡して以降、地方の中堅、中小企業にも環境格付け融資制度が浸透している。この融資の特徴は、通常の企業審査と並行して、環境スクリーニング（環境格付け）を実施することと、環境モニタリングにより融資後の規律づけも実施していることである。環境スクリーニングでは、経営全般、事業関連、パフォーマンス関連の3分野、合計120項目をチェックするなど環境経営調査により企業の環境経営度を評点化し、これを融資条件に反映させる世界で初めての融資メニューである。

他方、各自治体についてみると、中小事業者の事業リスクを少しでも低減しようと、いくつかの環境金融政策を行っている。先行する東京都では、世界的に活動する環境NPOの活動をヒントにして環境CBO（社債担保証券）制度を創設した。参加企業は直接金融へ向けステップ・アップをほかり、無担保・無保証による安定的な資金調達が可能となる仕組みである。

埼玉県では、「環境保全等のために社会的責任を果たす金融制度の必要性」について聖学院大学と共同研究を始めている。そのためのステップとして、環境保全に高い価値をおく欧州で環境金融や社会的金融に特化した金融機関、および顧客へ定期的にアンケート調査を実施し、その回答を基に倫理基準作成や融資分野決定を行っている金融機関の経営戦略について分析評価を試みている。またマイクロクレジットにより世界で1億人の貧困者を解放したといわれるグラミンバンクの経営戦略の可能性について研究している。グラミンバンクでは、行員は顧客を自分から訪ね、担保を取らない代わりに、週ごと、月ごとに行員が借り手の家に行ってはチェックを続けたり、成功の尺度を不良債権額ではなく借り手の生活がどれだけ改善されたかで測るなど、一般の銀行と全く異なる企業行動をとり、自らの組織をソーシャル・ビジネスと位置付けている。

日本の金融機関も最近、反社会的勢力介入排除に向け、金融の社会的責任について経営姿勢を明確化した点は評価できるが、「企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮」など融資への取り組みに関する利用者アンケート調査では、2008年度も、9項目中8項目で消極的評価が積極的評価を上回っている。このような現状からも環境保全等のために社会的責任を果たす金融制度が今こそ必要とされていると思われる。

（せな・こういち 聖学院大学政治経済学部コミュニティ政策学科准教授）